

と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

（1）被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び証拠（乙A291）により認められる不開示部分の直前の記載によれば、通し番号1-146の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和40年当時、「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」に関連して政府部内で検討された日韓経済協力に関する借款契約案及び事業計画案等（それぞれ和文、英文及びハングル文字がある。）であると推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号1-146の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された日韓経済協力に関する具体的な内容であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において経済協力関係が取り上げられる予定である以

上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が経済協力関係に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ したがって、通し番号1-146の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

○ 以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-146の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

○ (3) 小括

以上によれば、通し番号1-146の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1-146の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

第1 前提事実（各論）

1 通し番号1-147の文書（文書1408）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した次の内部文書により構成されており、第1回から第3回までの「第5次日韓会談に対する日本側基本方針決定のための各省代表打合会議」等において協議された日韓会談の韓国側代表に対する印象、在日朝鮮人問題、漁業問題、文化財問題、財産・請求権問題、船舶問題といった日韓会談において議論されていた各問題についての日本政府の見解及び対処方針の検討過程が記録されている。

- (1) 昭和35年9月12日付け「第5次日韓会談に対する日本側基本方針決定のための第1回各省代表打合会議概要」と題する文書
- (2) 昭和35年9月19日付け「第5次日韓会談に臨む日本側態度決定のための第2回各省代表打合会議概要」と題する文書
- (3) 昭和35年10月6日付け「日韓会談準備のための省内打合会に関する件」と題する文書
- (4) 昭和35年10月14日付け「第5次日韓会談に臨む日本側態度決定のための第3回各省代表打合会議概要」と題する文書

2 通し番号1-147の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

- ① 5ページ（-5-）約3行分、6ページ（-6-）約2行分（以下「不開示部分①」という。）

これは、いずれも、財産・請求権問題について政府部内で検討した具体的な解決策が記録されている。

- ② 22ページ（-22-）約3行分（以下「不開示部分②」という。）

これは、財産・請求権問題についての日韓間での議論における日本政府の

具体的な交渉戦略案として検討された内容が記録されている。

③ 33ページ（-33-）約2行分（以下「不開示部分③」という。）

これは、財産・請求権問題について政府部内で検討した具体的な解決策が記録されている。

（乙A127）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-147の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

- (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について
ア 証拠（乙A127）によれば、通し番号1-147の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

a 不開示部分①

不開示部分①は、昭和35年9月12日付け「第5次日韓会談に対する日本側基本方針決定のための第1回各省代表打合会議概要」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

○ 5. 請求権問題

吉田理財局次長より、本問題は処理の仕方によっては国内補償等の問題、台湾との関係等難しい問題を惹起しやすい。日本側としても、■■■不開示部分①■■■韓国側がそれ以上の請求権の主張、例えば、既に清算を終わっている朝鮮銀行についてこれを朝鮮の財産だったと言い出したら、際限がない。もし、先方がこういう態度をとるなら日本側の債権も主張せざるを得なくなり、解決は著しく困難になる。結局のところ、双方の請求権を並べてみれば、日本側の請求権の方が多いのだろうが、もし先方が対日請求権を放棄するというのならば、すなわち実質的に相互放棄を前提とするならば、■■■不開示部分①■■■この解決方法が日本側としてこれまで考えていた方法であったと了解している、と述べた。

伊闇局長より、相互放棄という言葉を使うと、南北鮮の関係、他の国との関係、国内補償の問題等が起こるが、他方、うやむやにしておくと、後腐れが残ると述べ、吉田次長より、将来の特別取締の対象とするという日華条約方式を探り、事実上将来いつまでも触れないことにしてはいかんと述べ、伊闇局長も日華条約方式は一方式であり、いずれにしろこのようにして請求権には直接触れないでお

いて別途に色をつけ、お祝いの印として船舶や文化財を贈与したり、
経済援助をしたりするのがよからうと述べた。

b 不開示部分②

不開示部分②は、昭和35年10月6日付け「日韓会談準備のため
の省内打合会に関する件」と題する文書中にあり、その前後の記載は、
下記のとおりである。

記

4. アジア局側より、文化財に問題については私有のものをどうする
かというような問題がある。また、請求権については■■■不開示
部分②■■■この点大蔵省方面とも大まかな線で了解を取り付けて
いる旨を述べた。

c 不開示部分③

不開示部分③は、昭和35年10月14日付け「第5次日韓会談に
臨む日本側態度決定のための第3回各省代表打合会議概要」と題する
文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

4. 一般請求権問題

西原理財局長より、会談に臨む日本側態度を決定するに当たり、
韓国新政府とどこまで正面から取り組んでいいのかということがま
ず問題になる。（中略）

次いで、吉田理財局次長より、請求権問題をいろいろ検討したと
ころ、■■■不開示部分③■■■これもつきつめていくと北鮮との
関係や台湾、中共への影響も考えられてうかつには進められず、結
局のところ、請求権問題には一切触れないでいくか、それとも北鮮
の問題なども割り切った上で、全面的に覚悟するか、いずれかを選
ばざるを得ず、中途半端な途はないのではないかと考えるに至った、

との説明があった。

伊闇局長より、もし請求権委員会を開いて事務的な話し合いを始めることになったら、どのような内容になろうかと質問したのに対し、吉田次長は、こちらから進んで言うことはない、先方が前と同じ主張をするかどうか聞くことになろうが、その際先方がヴェスティング・デクリーに関連した議論をしたならば、このような先方の要望には応じられないとの肝構えでいくほかはなかろう。他方、もし先方が問題を絞ってヴェスティング・デクリーなどについては議論せず、未払給与や徴用労務者給与等だけを取り上げてくれれば事務的に話し合う余地もできる。しかし、その場合も、単に未払金だけならば割合に簡単だが、貨幣価値の変動とか慰労金、見舞金の支払とかを取り上げるようだとうかつには応ぜられなくなる。

慰労金支払は一応もつともな主張ともいえるが、これを払うとなると台湾や中国山東省からの徴用労務者にも波及するなどの問題や北朝鮮関係をどう処理するかの問題も起こる。結局、ラムプ・サムで全部片付けるという考えが出るかもしれないが、その場合でも依然北鮮の問題が残る、との説明が行われた。

伊闇局長より、最終的には政治的解決をすることになるにしても、初めから請求権の議論を全然しないわけにもいかないから、とにかく一応委員会を開いて議論をし、「数字で話を決めるのは不可能だ」ということを先方に納得させる必要があろうと述べ、吉田次長は一番無難なところで戦死者の数でも話し合えば多少時間はつなげると述べた。（朝鮮人軍人軍属の戦死者は日本側では2万数千人だといい、韓国側は戦傷病死者を含め7万人だといっている。）

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-147の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和35年当時、請求権問題に関し

て外務省その他の関係省庁が検討した日本側の解決策又は交渉戦略案の具体的な内容であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-147の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する日本側の具体的な解決策又は交渉戦略案等であり、本件全証拠によつても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において請求権問題を取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがつて、通し番号1-147の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-147の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-147の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-147の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-148

第1 前提事実（各論）

1 通し番号1-148の文書（文書1410）は、外務省条約局法規課が作成した次の内部文書によって構成されており、いずれも、戦後の南北朝鮮関係、韓国の法的地位、財産・請求権問題及び在日韓国人の処遇問題について日本側の対処方針を検討した内容が記録されている。

(1) 昭和35年12月1日付け「日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点（討議用資料）」と題する文書

(2) 昭和35年12月6日付け「日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点」と題する文書

2 通し番号1-148の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、財産・請求権問題について日本側の具体的な対処方針や個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が記録されている。

① 15ページ（-15-）2か所

② 16ページ（-15-に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

(乙A292)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-148の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させことになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府

が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

（ア）通し番号 1-148 の文書の不開示部分は、前提事実（各論）1(1) の文書中にある、その前後の記載は、下記のとおりであると認められる（乙 A 292）。

記

2 財産及び請求権問題

（中略）

（参考）

請求権処理のフォーミュラとしては■■■不開示部分■■■船舶及び文化財については法律論を回避して贈与の形式をとり、その他の財産及び請求権については、（1）大韓民国の施政下にあるものにつき（実質的に）相互放棄する方式 軍令第 33 号の関係もあり表現方法には若干問

題があるべし) と (2) 国連による朝鮮の統一が達せられたときにこのような統一された朝鮮との間の特別取極の主題とする方式が考えられる。

■■■不開示部分■■■

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号 1-243 の文書は、前提事実（各論）1(1) の文書と同一であるところ、その一部開示部分には、不開示部分に相当する部分として、要旨下記のとおり記録されている。

記

2 財産及び請求権問題

(中略)

(参考)

請求権処理のフォーミュラとしては日本政府の債務中 ■■■不開示部分 ■■■船舶及び文化財については法律論を回避して贈与の形式をとり、 ■■■■■財産及び請求権については、(1) 大韓民国の施政下にあるものにつき（実質的に）相互放棄する方式 軍令第 33 号の関係もあり表現方法には若干問題があるべし) と (2) 国連による朝鮮の統一が達成せられたときにこのような統一された朝鮮との間の特別取極の主題とする方式が考えられる。

■■■不開示部分■■■

- イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号 1-148 の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和 35 年当時、請求権問題に関して外務省が検討した日本側の対処方針及びその解決策としての日本側の提案の具体的な内容であると推認することができる。
- ウ そうであるとすれば、通し番号 1-148 の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する日本側の具体的対処方針等であり、本件全証拠によつても、これが他の行政文書の

一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないこと（なお、上記ア(イ)で認定したとおり、通し番号1-243の文書では、通し番号1-148の文書の不開示部分に相当する部分の一部が開示されているが、当該部分は、その余の不開示部分の内容を推認するに足りるものではない。）に照らすと、日朝国交正常化交渉において請求権問題を取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-148の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-148の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-148の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号 1-148 の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-149

第1 前提事実（各論）

1 通し番号1-149の文書（文書1411）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した次の内部文書によって構成されており、第五次日韓予備会談の第4回本会議に備えての日本代表団の打合せ会議における、当時の日韓国交正常化交渉における懸案事項であった漁業問題や財産・請求権問題についての対処方針に関する議論の記録が記録されている。

- (1) 昭和36年1月25日付け「日韓会談日本側代表団の打合せ会議概要」と題する文書
- (2) 昭和36年1月31日付け「日韓会談日本側代表の打合せ会議要旨」と題する文書
- (3) 昭和36年1月30日付け「当面の日韓会談交渉要領」と題する文書
- (4) 昭和36年2月8日付け「日韓会談日本側代表の打合せ会議要旨」と題する文書

2 通し番号1-149の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも、対日請求権に基づく韓国側の要求に対する日本政府の具体的な交渉戦略や請求権の名目でわが国として支払うことができる具体的な項目の名称と、その支払先が記録されている。

- ① 3ページ（-3-）上段約4行分（以下「不開示部分①」という。）
- ② 3ページ（-3-）下段約2行分から4ページ（-4-）1行分まで（以下「不開示部分②」という。）
- ③ 44ページ（-44-）約2行分（以下「不開示部分③」という。）

(乙A293)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号 1-149 の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

2. 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40 年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第 3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙 A 293）によれば、通し番号 1-149 の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 不開示部分①及び不開示部分②

不開示部分①及び不開示部分②は、昭和 36 年 1 月 25 日付け「日韓会談日本側代表団の打合せ会議概要」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

3 西原代表より次のような発言があった。

「最近の韓国の政情、特に現政府の力や一般韓国人の対日感情等をみて
いると、仮に協定ができたとしてもそれから先一体どうなるのかという
疑問が起り、そのような中で一体どこまで日韓会談を進めていいのか
よくわからなくなる。韓国政情の判断については、外務省がどのように
判断しているか伺いたい旨、昨年もお願いをしてあるのだが、まだお答
えいただいていない。

請求権問題について言えば■■■不開示部分①■■■極めて困難な問
題にぶつかるわけである。その他の項目は、いずれも韓国側が1945
年12月ではなく8月にまでさかのぼることを要求しているのであり、
日本側としてはこれを全部否定せざるを得ない。そうなると再び久保田
発言の再発、ひいては会談の決裂ということにすらならないとは限らない。
言い換えれば■■■不開示部分②■■■

また、経済協力の話については現在の韓国側の事情を考えると、今そ
のようなことをすべきではないと思う。将来のことはその時の情勢で決
めるべきである。

(1) 不開示部分③

不開示部分③は、昭和36年2月8日付け「日韓会談日本側代表の打
合せ会議要旨」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとお
りである。

記

中川局長より「米国の解釈」とかVesting Decreeとかを論ずれば相当
の論議になること必至なので、差し当たりはこういう全体の問題は最終
的調整の時期まで留保した上で、韓国側要求の5項目のクレーム自体の
合理性、非合理性を論議してはどうだろうか。根本問題にかかわりなく、

そのこと自体でもすでに非合理的なものもあるのではなかろうかと述べた。

これに対し吉田理財局次長は、根本問題に関連のないものは■■■不開示部分③■■■それすらもすぐに現在南北鮮いずれにいるかという問題にぶつかるわけである。他の大部分の問題は8月9日という日付の関係でVesting Decreeにひつかかってくと述べた。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-149の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和36年当時、日本政府部内で検討された請求権問題に係る韓国側の要求に対する日本側の交渉戦略の具体的な内容又は請求権の名目で日本側として支払うことができる具体的な項目の名称及びその支払先であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-149の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する日本側の交渉戦略の具体的な内容や日本側が請求権名目で支払を検討した項目及びその支払先等であり、本件全証拠によつても、これが韓国側に提示されて韓国側開示文書で公にされていること又は一部開示等がされた他の行政文書に含まれるものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがつて、通し番号1-149の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-149の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-149の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1-149の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-149-2

第1 前提事実（各論）

通し番号1-149-2の文書（文書1418）は、昭和36年8月29日付けで外務省北東アジア課が作成した記録用の内部文書で、昭和36年8月29日午後2時から外務省707号室において開催された「日韓会談再開に関し関係各省の代表による打合せ会」を行った際の具体的な協議内容が記載されており、このうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、一般的請求権問題について、大蔵省の桜井外債課長が発言した内容が記載された部分で、請求権問題をいかなる形で収束するかについて政府部内で検討された忌憚のない意見が記録されている。

- ① 13ページ（-13-）の上から3行目の約1行分
- ② 13ページ（-13-）の上から6行目から7行目までの約1行分

(乙A59)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-149-2の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、内部の打合せ会における発言として公開されることが予定されていないものであるから、これを公にすれば、今後、政府内部において、萎縮効果が生じ、忌憚のない意見交換ができなくなるおそれがあるし、韓国側の主張に対する日本政府の対応方針を含む政府内部での検討状況等が明らかになり、北朝鮮は、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であるから、我が国が北朝鮮との交渉上不利益を被る可能性があるほか、韓国との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、通し番号1-149-2の文書の作成時から48年が経過していることを考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙A59)によれば、通し番号1-149-2の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

[一般請求権問題]

ト部参事官より、8項目の事実関係の説明を聞く部分は1割程度残っており、その後各項目につき、日本側の事務的レベルの態度を開陳する予定であったので、再開後も当初はこれに費やされよう。しかし、その後はベスティングデクリー及び米国見解の解釈問題等委員会レベルでは解決のつかない問題があるため、その解決を本会議に上程することが適當かと考えるとの意見が述べられ、他方桜井外債課長より請求権問題をいかなる形で收拾するかについて見通しが立てにくい。■■■不開示部分①■■■法律的に詰めれば極めて煩雑になり、韓国側はそのようなばかげたことをせず、意識的なことならよいというのかどうか、また、■■■不開示部分②■■■韓国側の出方がわからず、へたすると決裂という事態もあり得るのではないかと述べた。伊闇局長より本問題については国会等の関係から事務的に十分説明のつくものにしておく必要があるが、実際問題として物価指数

の問題を除けば米国解釈及びベスティングデクリーにより請求権はかなり小さなものになろうと述べ、東郷条約局参事官より、結局請求権でいくら、経済協力でいくらと先ず決め、その後に適当な説明を創るということになるのではないかとの意見が述べられた。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-149-2の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和36年当時、日本政府部内で検討された請求権問題を収束させる形式に関する具体的見解であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-149-2の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する日本側の具体的見解等であり、本件全証拠によっても、これが韓国側に提示されて韓国側開示文書で公にされていること又は一部開示等がされた他の行政文書に含まれるものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-149-2の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-149-2の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の

不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-149-2の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1-149-2の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-150

第1 前提事実 (各論)

通し番号1-150の文書(文書1426)は、外務省アジア局総務参事官室が作成した「アジア局重要懸案処理月報」と題された内部文書のうち昭和36年1月分から3月分まで、5月分から12月分までの各韓国関連部分の抜粋により構成され、第五次日韓会談の予備会談において焦点となった漁業問題、在日韓国人の待遇問題及び財産・請求権問題等についての会談の記録及び以後の会談における日本側の対処方針が記載されており、このうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも、対日請求権に基づく韓国側の要求に対する支払についての日本政府の具体的な解決策、方針、請求権の名目でわが国として支払うことが可能か検討されていた具体的な項目の名称及びその支払先が記録されている。

- ① 109ページ(-109-) 約2行分 (以下「不開示部分①」という。)
- ② 147ページ(-147-) 約2行分 (以下「不開示部分②」という。)
- ③ 164ページ(-164-) 約4行分 (以下「不開示部分③」という。)

(乙A294)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-150の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公

にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号 1-150 の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである（乙 A 294）。

a 不開示部分①

不開示部分①は、昭和 36 年 5 月分の「北東アジア課関係」の第 5 次日韓全面会談予備会談の項にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

(4) 一般請求権小委員会

(C) 韓国の対日請求 8 項目の討議

(ホ) 第 13 回会合においては、（中略）

次いで要綱 5. (3) 「被徴用韓人未収金」の問題に入り、

■ ■ ■ 不開示部分① ■ ■ ■ 韓国側は、韓国政府が一括支払を

受け、各個人に対する支払は韓国側の国内措置でやりたいとの意向を表明した。

b 不開示部分②

不開示部分②は、昭和36年9月分の「北東アジア課」の9月7日の小坂大臣・金院長第2回会談の項にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

(3) 9月7日の小坂大臣・金院長第2回会談においては、小坂大臣より（同日朝池田総理と打ち合わせたところに基づき）請求権については、いまだ韓国側から十分の資料の提出がないので、正確なことはわからないが、日本側としては認め得るものは極めて少額にすぎないとと思われる。しかし、それだけでは韓国側が満足しないことは承知しており、また日本として韓国の経済建設が順調に進捗することを希望するので、日本が韓国の経済5カ年計画に協力するという観点からものを考え、請求権と経済協力■■■不開示部分②■■■との2本立てで問題を解決したい。よって5カ年計画、特にその外資導入計画につき韓国側の説明をききたいと述べた。

c 不開示部分③

不開示部分③は、昭和36年11月分の「北東アジア課関係」の朴議長の来日の項にあり、その前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

池田総理・朴議長会談の概要は次のとおりである。（会議の大部分は2人だけで行われたが、韓国側の希望により、外部には通訳が立ち会った旨説明した。）

(i) 請求権問題に関し、朴議長が、大体の枠を決めてほしいと述べたのに対し、池田総理より、請求権問題は、Vesting Decree の効力発生時期や地域的範囲の問題、更に、平和条約第4条に関する「米国解釈」など種々複雑な問題があることを説明したところ、朴議長は、要するに法律上の根拠のあるものを認めてくれというのであると述べた。■■■不開示部分③■■■結局、今後請求権委員会における事務的検討を急ぐことに意見の一致をみた。

(ii) 次いで、経済協力の問題に関し、(以下略)

(1) 本件各文書の一部開示

a 通し番号1-18の文書の一部開示部分には、第5次会談の一般請求権小委員会会合における韓国の対日請求要綱8項目の討議の概要が下記のとおり記録されている(乙A188[-36-])。

記

第5項(中略)

(3) 「被徴用韓人未収金」に関し、日本側は繰り返し本件の個人ベースによる解決を示唆したが、韓国側は、韓国政府が一括支払を受け、各個人に対する支払は韓国側の国内措置でやりたいとの意向を表明した。

b 通し番号1-59の文書の一部開示部分には、昭和36年9月7日付け「小坂大臣、金裕澤経済企画院院長第2回会談要旨」と題する文書があり、その内容は、要旨下記のとおりである(乙A20)。

記

1. 小坂大臣より、請求権については更に検討しなければ正確にはわからないが、日本側として認め得るものは極めて少額にすぎないとと思う。しかしそれだけでは韓国側が満足されることは承知してお

り、また、日本として韓国の経済建設が順調に進捗することを希望しているので、日本が韓国の経済5カ年計画に協力するという観点からものを考え、請求権とこのような経済協力（無償援助と通常の経済協力の双方を含む。）との二本立てで問題を解決したいと思う。よって5カ年計画特にその外資導入計画等につき韓国側の説明を聞き、その上で相談を進めることにしたい、と述べた。

2. (以下略)

c 通し番号1-18の文書の一部開示部分には、池田総理・朴議長会談の概要が下記のとおり記録されている（乙A188[-37-]）。

記

(i) 朴議長が、請求権の大体の枠を決めてほしいと述べたのに対し、池田総理より、請求権問題は、Vesting Decreeの効力発生時期や地域的範囲の問題、更に、平和条約第4条に関する「米国解釈」など種々複雑な問題があることを説明したところ、朴議長は、要するに法律上の根拠があるものを認めてくれというのであると述べた。そこで、池田総理より、個人の請求権については日本人並みに取り扱うという原則をもって支払う用意があると述べ、結局、請求権委員会における事務的検討を急ぐことに意見の一致をみた。（なお、その際、朴議長は請求権といわないで何か別の名義がないものかとの趣旨を付言したが、後日、韓国側は、この朴議長の発言をもって、「請求権」という名目を避けつつ本問題を解決してはどうかとの意思表示であった説明した。）

(ii) 次いで、経済協力の問題に関し、(以下略)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-150の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することが

できる。

(7) 不開示部分①

通し番号 1-18 の文書で開示されている上記ア(イ)a で認定した「日本側は繰り返し本件の個人ベースによる解決を示唆したが、」との文言又はこれと同様のもの

(イ) 不開示部分②

通し番号 1-59 の文書で開示されている上記ア(イ)b で認定した「（無償援助と通常の経済協力の双方を含む。）」との文言又はこれと同様のもの

(ウ) 不開示部分③

通し番号 1-18 の文書で開示されている上記ア(イ)c で認定した「そこで、池田総理より、個人の請求権については日本人並みに取り扱うという原則をもって支払う用意があると述べ、」との文言又はこれと同様のもの

ウ そうであるとすれば、通し番号 1-150 の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも他の行政文書の一部開示により既に公にされているもの又はこれと同趣旨のものであるから、上記情報に関する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号 1-150 の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が

○
国 の 安 全 等 の 確 保 に 関 す る も の (情 報 公 開 法 5 条 3 号) に 当 た る こ と を 推 認 す る に 足 り る 事 情 の 主 張 立 証 が さ れ て い な い と い う べ き で あ る (そ し て , 仮 に 当 該 情 報 が 一 般 的 又 は 類 型 的 に み て 国 の 安 全 等 の 確 保 に 関 す る も の に 当 た る と 推 認 す る こ と が で き た と し も , 以 上 の 事 実 関 係 の 下 で は , 当 該 情 報 を 情 報 公 開 法 5 条 3 号 の 不 開 示 情 報 に 該 当 す る と し て 不 開 示 と し た 外 務 大 臣 の 判 断 は , 当 該 情 報 を 公 に す れ ば , 北 朝 鮮 と 交 渉 す る に 当 た り , 我 が 国 に 不 利 に 利 用 さ れ る な ど の お そ が ある と し た 点 で , 重 要 な 事 実 の 基 礎 を 欠 い て い る か ら , 裁 量 権 の 範 囲 の 逸 脱 又 は そ の 濫 用 に 当 た る と い わ ざ る を 得 な い 。) 。

○
以 上 の 説 示 に 反 す る 被 告 の 主 張 を 採 用 す る こ と は で き な い 。

(2) 小 括

○
し た が って , 通 し 番 号 1 - 1 5 0 の 文 書 の 不 開 示 部 分 に 記 録 さ れ て い る 上 記 情 報 に つ い て は , そ の 余 の 点 を 検 討 す る ま で も な く , 情 報 公 開 法 5 条 3 号 の 不 開 示 情 報 に 該 当 す る と は 認 め ら れ な い 。

2 結 論

○
よ っ て , 本 件 各 処 分 の う ち 通 し 番 号 1 - 1 5 0 の 文 書 の 不 開 示 部 分 に 記 録 さ れ て い る 情 報 に 係 る 部 分 は , 違 法 で あ る と い わ ざ る を 得 な い 。

第1 前提事実（各論）

通し番号 1-151 の文書（文書 1427）は、外務省アジア局総務参事官室が作成した「アジア局重要懸案処理月報」と題された内部文書の昭和 37 年 1 月分から 9 月分までの各北東アジア課関連部分の抜粋により構成され、第六次日韓会談の予備交渉において焦点となった漁業問題、在日韓国人の待遇問題、財産・請求権問題についての交渉の概要、各問題に対する日本政府の具体的な見解、解決策及び対処方針が記録されている。

このうち不開示部分は、次のとおりである。

① 12 ページ（-12-）11 行目から 17 行目まで（以下「不開示部分①」という。）

これは、韓国法人及び個人が所有する日本有価証券の返還要求に対する日本政府の対処方針が具体的に記録されている。

② 12 ページ（-12-）最終行から 13 ページ（-13-）2 行目まで（以下「不開示部分②」という。）

これは、韓国法人及び個人が所有する日本有価証券の現物分についての返還要求に対する日本政府の対処方針が具体的に記録されている。

③ 13 ページ（-13-）最終行（以下「不開示部分③」という。）

これは、被徴用韓人未収金の返還要求に対する日本政府の具体的な解決策が記録されている。

④ 15 ページ（-15-）上段約 2 行分、下段約 2 行分、約 3 行分（以下「不開示部分④」という。）

これは、未払恩給の返還要求に対する日本政府の具体的な解決策及び対処方針が記録されている。

⑤ 17 ページ（-17-）約 2 行分（以下「不開示部分⑤」という。）

これは、軍人恩給の返還要求に対する日本政府の具体的な見解が記録されている。

- ⑥ 45ページ（-45-）約2行分、54ページ（-54-）約4行分、55ページ（-55-）約2行分（以下「不開示部分⑥」という。）

これは、いずれも、小坂外務大臣が韓国の崔外務部長との第3回会談において、請求権、無償援助、経済協力の3本立てを考えているとの韓国側からの提案に対し、日本側が政府案として提示した具体的な内容が記録されている。

- ⑦ 87ページ（-87-）約2行分ほか1か所、88ページ（-88-）約3行分、91ページ（-91-）4か所、93ページ（-93-）約2行分（以下「不開示部分⑦」という。）

これは、いずれも、第六次日韓会談における第1回会合において、杉代表が請求権問題の解決方式に関する日本側の考え方について発言した際に提示した具体的な解決策及び伊闇局長が杉代表の発言を補足して非公式に提示した請求権の具体的な金額が記録されている。

- ⑧ 98ページ（-98-）約3行分（以下「不開示部分⑧」という。）

これは、第六次日韓会談第2回会合における韓国の裴代表の発言中にあり、同発言で引き合いに出された杉代表の発言部分が記録されている。

- ⑨ 104ページ（-104-）2か所（以下「不開示部分⑨」という。）

これは、第六次日韓会談第2回会合における伊闇局長の発言中にあり、いずれも、同局長が非公式に提示した請求権の具体的な金額が記録されている。

- ⑩ 107ページ（-107-）約2行分（以下「不開示部分⑩」という。）

これは、第六次日韓会談第3回会合における伊闇局長の発言中にあり、韓国側が日本側の提案を受け入れない場合における日本側の対応策が具体的に記録されている。

- ⑪ 118ページ（-118-）2か所、119ページ（-119-）約2行

分（以下「不開示部分⑪」という。）

第六次日韓会談第2回会合における伊闇局長の発言中にあり、いずれも、同局長が非公式に提示した請求権の具体的な金額が記録されている。

（乙A295）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-151の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、請求権に関する個別的金額及び総額の見積りと、これらを解決する経済協力の組合せが記録されているかかる情報が明らかになれば、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

- (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について
- ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。
- (ア) 通し番号 1-151 の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである（乙 A 295）。
- a 不開示部分①から不開示部分⑤まで
不開示部分①から不開示部分⑤までは、昭和 37 年 2 月分の「北東アジア課」の第六次日韓全面会談の項にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

(4) 一般請求権小委員会

(ア) 第 10 回会合においては、宮川主査より、要綱 5 (中略) の各小項目について、これは日本政府の最終的意志表示でなく、本小委員会の主査としての一応の見解であると前置して、要旨次のような説明を行った。

「(1) 日本有価証券

(a) 登録分

(中略)

(iii) その他の法人、個人の所有するものについては、■ ■ ■

不開示部分①■ ■ ■

(b) 現物分

現物のものについては、日本側としては、■ ■ ■ 不開示部分②■ ■ ■

(2) 日本系通貨

(中略)

(3) 被徴用韓人未収金

■ ■ ■ 不開示部分③■ ■ ■ 検討を重ねたい。

(4) 被徴用韓人補償金

(中略)

(5) 未払恩給

(a) 恩給関係

(i) 人員の範囲については、恩給の支払について■■■不開示部分④■■■は応じられない。

(ii) (中略)

(iii) また、軍人軍属について付言すると、軍人は、日本人の場合と同様に取り扱うほかないが、軍人恩給復活の時期との関係よりして■■■不開示部分④■■■支給の余地はない。軍属は、■■■不開示部分④■■■考慮できない。

(中略)」

以上の宮川主査の説明に対し、金主査は、これに対する韓国側意見は追って申し述べると述べ、次いで、李委員より、軍人軍属の恩給関係につき補足説明を求めたのに対し、吉岡副主査より、軍人恩給は、終戦を境に停止され、それが復活したのは韓国の独立後であったところ、日本の恩給法の建前からいって、日本の国籍を離れた場合には支給されないことになっているので、■■■不開示部分⑤■■■支給できないということであると説明した。(以下略)

b 不開示部分⑥

不開示部分⑥は、昭和37年3月分の「北東アジア課」の日韓政治折衝の項にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

2月21日の池田総理・金中央情報部長の会談において大要合意を見た日韓政治折衝に関し、3月5日伊闇局長、崔參事官の間で、

12日より、東京において、両国外務大臣間でこれを行うことに意見の一一致を見た結果、崔外務部長官は10日来日し、5回にわたり小坂外務大臣と会談し、19日帰国した。(中略)

(1) 会議概要

(中略)

(b) 第3回会談(15日)において、一般請求権問題の解決方式につき意見が交換され、韓国側は、請求権、無償援助、経済協力の3本建てを考えているのに対し、日本側より、請求権というと少額たらざるを得ず、■■■不開示部分⑥■■■■ので、経済協力につき韓国側において真剣に検討してほしいと要望した。これに対し、韓国側より、請求権の代わりにクレジットをもらって帰るわけにはいかないと述べた。

c 不開示部分⑦から不開示部分⑪まで

不開示部分⑦から不開示部分⑪までは、昭和37年8月分の「北東アジア課」の第六次日韓全面会談(37年8月、9月分)の項にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

(1) 第1回会合(8月21日)

まず、杉・裴両首席代表より簡単な挨拶があった後、杉代表より、請求権問題の解決方式に関する日本側の考え方について要旨次のような発言を行った。

「一般請求権問題については(中略)しかるに、このような討議の結果、日本側が到達した結論は、去る3月の外相会談の第1日に、小坂外務大臣より発言したところで明らかであり、ここで繰り返すことは避けるが、要するに、平和条約第4条の規定から明らかなように、請求権に関し日韓両国間に締結さるべき特別取極

の対象は韓国が現に施政を行っている南鮮地域及びその住民の日本国及び日本国民に対する請求に限られ、かつ、請求権と称する以上、法律関係と事実関係が共に十分に立証される必要があり、しかもその立証責任は請求する側にあり、加うるに、いわゆる「米国解釈」により、日本が在韓日本財産処理の効力を承認したことにより、韓国の日本に対する請求権がどの程度消滅し又は充足されたかを日韓間で協議決定することになっているので、これらいくつかの要素を総合して考えるならば、■■■不開示部分⑦-1 ■■■戦後の混乱や朝鮮動乱などで関係書類が亡失したというような事情を考慮して納得のいく限度内で推定の要素を加味したとしても、■■■不開示部分⑦-2 ■■■にとどまり、韓国側で期待しているやに伝えられる数億ドルとははるかに隔たりがあるのである。

(中略)

このような検討の結果、日本側が到達した結論を一言にして申せば、■■■不開示部分⑦-3 ■■■しかしながら、請求権の解決とは離れ、韓国の独立を祝い韓国における民生安定と経済発展に寄与するための無償あるいは有償の経済援助という形でならば、相当の金額を供与することについて日本国民の納得が得られるだろうということである。(中略)

次いで、伊闇局長より、杉代表の発言を補足して、次のとおり述べた。

「日本側の考え方の中には2つの重要な点がある。その1は、請求権という名目を使わず、無償援助という名目で解決しようという点である。3月の外相会談で、韓国側は請求権として7億ドル、日本側は■■■不開示部分⑦-4 ■■■を非公式に提示した。

(日本側はこのほかに長期低利の経済援助の話もしたが、韓国側は興味を示さなかった。)その後、韓国側は、日本側で請求権として支払えるものが少額ならばこれに無償援助を加えて日韓間の開きを縮めてはどうかと言われたが、日本側としては請求権と無償援助の2本立てでは困る次第である。なんとなれば、請求権1本ならば、なんとか推定の要素も加えていろいろ膨らませて■■

■不開示部分⑦-5 ■■■まで引き上げることもできないことはないが、2本立てとなれば、その場合の請求権は厳格なものとなるざるを得ないわけで、大蔵省の計算によれば最大限■■■不開示部分⑦-6 ■■■とのことである。しかもこの■■■不開示部分⑦-7 ■■■でも、例えば、恩給の既裁定分すら受給者のその後の変動は明らかでなく、まして未裁定者については完全に推定によらざるを得ず、国会等への説明は極めて困難と思われる。

(中略)」

これに対し、裏代表は次のように述べた。

「韓国としては、10年前から請求権として要求し国民にもそう説明してきたので、現軍事政権になって急にこれを放棄しろと言われてもできず、あくまで請求権という文字を使わざるを得ない。他方、法的根拠に関する日韓間の意見の食い違っているという事情があるので、自分が昨年10月来日したときには「請求権だけで解決せよ」という訓令だったのを、本国政府に「なんとか譲歩してくれ」と要請し、その結果として請求権と無償援助の2本立てという方式ができたわけである。しかるに、今日、日本側からまた新しい方式が示されたとなると問題の解決は極めて難しくなる。」

この裏代表の発言に対し、伊関局長より次のとおり述べた。

「裏代表のいわれるような2本立て方式について■■■不開示部分⑦-8 ■■■昨年末以来請求権の各項目を詰めてみた結果、外務省と大蔵省との算定が大きく開いていることが判明し、また、外務省の膨らませた数字も請求権1本ということで可能なので、無償援助との2本立てということになれば、外務省の数字もずっと小さくなる次第である。要するに問題の性格が変わってきたわけだ。」（以下略）

(2) 第2回会合（8月24日）

まず裏代表より、第1回会合において日本側より発言した請求権問題の解決方式に関する考え方に対する韓国側の見解を要旨次のとおり発言した。

「韓国の対日請求要綱が法的根拠に基盤をおき、関係証拠又は合理的な方法により算出されたものだということは再言を要しない。（中略）

法理論を離れても、久しい時にわたった日本の韓国占領とこれによる両国経済の過度の相互連関関係に鑑み、日本が対韓請求権をもっていない今日、韓国が日本に対し膨大な額の請求権を有するということは明白なことである。それにもかかわらず、日本側がいかなる根拠と方法によって算出したものであるかは知らないが、■■■不開示部分⑧■■■意外だといわざるを得ない。」（中略）

次いで、崔参事官より、韓国側は本日純請求権支払と無償援助支払の2本立て方式を提案したわけだが、今日本側から提示された1.5億ドルをこの方式に従って分ければいくらといいくらになるか伺いたいと述べた。これに対し、伊闇局長は、日本側では二つに分けては考えていない、請求権1本なら甘く見積もって■■

■不開示部分⑨■■■であることはかねて非公式に申し上げてあるが、請求権と無償援助の2本立ては困難なので無償援助1本立てを提案したわけである、もし強いて二つに分け、そのうちの純粹の請求権はいくらかと言われば、推定の要素を一切排除し完全に証拠のあるものを限定することになり、■■■不開示部分⑩■■■よりずっと減ることだけは明らかだが、どこまで減るかは、韓国側がどの程度証拠を出せるかにかかっているので、目下のところ計算のしようがないと答えた。

(中略)

(3) 第3回会合(8月29日)

(中略)

これに対し、伊関局長より、韓国側として日本側提案を受けられないならば、むしろはっきり請求権と無償援助に分けた方がいい、ただしその場合の請求権ははっきりと証拠書類の整うものに限らざるを得ない、■■■不開示部分⑪■■■これに対し、崔参考官が、日本国債の現物もあると述べたのに対し、伊関局長は、たとえ国債の現物があっても、それが終戦時韓国人保有のものだったか日本人保有のものだったかを識別することは今となってはほとんど不可能だと思う。請求権と言えば全てこのような困難があるわけであり、この点に関する韓国側の認識が不足していると答えた。(中略)

(6) 第6回会合(9月13日)

(中略)

崔参考官は、韓国側は金額で1億ドル下がった上、形式でも請求権一本やりから二度も譲歩を行ったのに、日本側は金額で■■■不開示部分⑫-1■■■上がっただけで、内容では歩み寄って

いないと述べたのに対し、伊関局長より、韓国側は日本側が少しも譲歩しないといわれるが、日本側が法的根拠のある請求と認め得るものは■■■不開示部分⑪-2■■■であり、これを1.5億ドルに上げたのは大譲歩であり、しかも必ずしも法的根拠あるものに限らず、もう一つ高い次元でものを考えるという方針をとることで更に譲歩しているわけである、何れにせよ、先に裏代表のいわれた5億ドル対2億ドルという案は上司に相談するまでもなく全く問題にならないから、その旨はっきり本国政府に報告されたいと述べた。

裏代表より、非公式に伺いたいが、もし韓国側が正式に5億ドルといったら日本側はいくらといわれるかと質したのに対し、伊関局長は、そのような数字では全然上げなくてもよいところだが、それではあなた方に悪いから、1.7億ドルと申し上げよう、これは■■■不開示部分⑪-3■■■と答えた。

(以下略)

(イ) 本件各文書の開示部分

a 第六次会談の一般請求権小委員会第10回会合

通し番号1-18の文書の一部開示部分には、第六次会談の一般請求権小委員会第10回会合における説明の概要が記録されており、その内容は、(別紙5)通し番号1-11.4の「第3 当裁判所の判断」の1(1)ア(イ)で認定したところであるところ、上記不開示部分に相当する部分は、下記のとおりである(乙A188[-46-以下]参照)。

記

第10回会合において、宮川主査より、要綱5(中略)の各小項目について、これは日本政府の最終的意思表示ではなく、本小委員

会の主査としての一応の見解であると前置して、要旨次のような説明を行った。

「(1) 日本有価証券

(a) 登録分

(中略)

(ⅲ) その他の法人、個人の所有するものについては、所有者名等事実をよく究明し、軍令に關係なく本来韓国人の所有するものであれば返還の要求に応ずることを考慮する考えである。

(b) 現物分

現物のものについては、日本側としては、韓国側からの現物呈示を条件にその返還要求に応ずることを考慮する考えである。

(2) 日本系通貨

(中略)

(3) 韓国人被徴用者未収金

双方の納得する金額を基礎として、検討を重ねたい。

(4) 被徴用者に対する補償金

(中略)

(5) 韓国人の対日本政府請求恩給関係その他

(a) 恩給関係

(中略)

(i) 人員の範囲については、恩給の支払について国の負担となっていたもの（国庫支弁の分）以外は応じられない。

(ii) (中略)

(iii) また、軍人軍属について付言すると、軍人は、日本人の

場合と同様に取り扱うほかないが、軍人恩給復活の時期との関係よりして、増加恩給のごとき特殊なものを除き支給の余地はない。軍属は、いわゆる未復員者給与法による支給以外には考慮できない。

(中略)」

以上の宮川主査の説明に対し、李委員より、軍人軍属の恩給関係につき補足説明を求めたのに対し、吉岡副主査より、軍人恩給は、終戦を境に停止され、それが復活したのは韓国の独立後であったところ、日本の恩給法の建前からいって、日本の国籍を離れた場合には支給されないことになっているので、日本国籍を有していた間の増加恩給以外は支給できないということであると説明した。(以下略)

b 小坂外務大臣と崔長官の第3回会談(昭和37年3月15日)

通し番号1-69の文書の一部開示部分には、小坂外務大臣と崔長官の第3回会談(昭和37年3月15日)の概要として、要旨下記のとおり記録されている(乙A108[-262-以下])。

記

第3回会談(15日)で、一般請求権問題の解決方式について意見が交換され、韓国側は、請求権、無償援助、経済協力の3本建てを考えているのに対し、日本側から「『請求権』とすると少額にならざるを得ないので、請求権と無償援助と重なり合ったものと経済協力2本建てを考えている。」と述べたのに対し、韓国側は「請求権の代わりにクレジットをもらって帰るわけにはいかない」と述べたが、請求権と無償援助の重なったものの名称について双方で考えることに合意した。(以下略)

c 第六次日韓会談の日韓予備交渉第1回会合(8月21日)

(a) 通し番号 1-18 の文書の一部開示部分には、第六次日韓会談の日韓予備交渉第1回会合（8月21日）における説明の概要が下記のとおり記録されている（乙A188 [-59-以下]）。

記

まず杉代表より、請求権問題の解決方式に関する日本側の考え方について要旨次のような発言を行った。

「一般請求権問題については（中略）しかるに、このような討議の結果、日本側が到達した結論は、去る3月の外相会談の第1日に、小坂外務大臣より発言したところで明らかであり、ここで繰り返すことは避けるが、要するに、平和条約第4条の規定から明らかなように、請求権に関し日韓両国間に締結さるべき特別取極の対象は韓国が現に施政を行っている南鮮地域及びその住民の日本国及び日本国民に対する請求に限られ、かつ、請求権と称する以上、法律関係と事実関係が共に十分に立証される必要があり、しかもその立証責任は請求する側にあり、加うるに、いわゆる「米国解釈」により、日本が在韓日本財産処理の効力を承認したことにより、韓国の日本に対する請求権がどの程度消滅し又は充足されたかを日韓間で協議決定することになっているので、これらいくつかの要素を総合して考えるならば、請求権として日本側が支払を認め得るものは、戦後の混乱や朝鮮動乱などで関係書類が亡失したというような事情を考慮して納得のいく限度内で推定の要素を加味したとしても、せいぜい数千万ドルにとどまり、韓国側で期待しているやに伝えられる数億ドルとははるかに隔たりがあるのである。

（中略）

このような検討の結果、日本側が到達した結論を一言にして申

せば、請求権の解決ということではどうしても数千万ドルしか支払い得ない、しかしながら、請求権の解決とは離れ、韓国の独立を祝い韓国における民生安定と経済発展に寄与するための無償あるいは有償の経済援助という形でならば、相当の金額を供与することについて日本国民の納得が得られるだろうということである。

(中略)」

次いで、伊闊アジア局長より、杉代表の発言を補足して、次のとおり述べた。

「日本側の考え方の中には2つの重要な点がある。その1は、請求権という名目を使わず、無償援助という名目で解決しようという点である。3月の外相会談の折、全く非公式な形で、韓国側は請求権として7億ドル、日本側は7千万ドルを提示した。その後、韓国側は、日本側で請求権として支払えるものが少額ならばこれに無償援助を加えて日韓間の開きを縮めてはどうかといわれたが、日本側としては請求権と無償援助の2本立てでは困る次第である。なんとなれば、請求権1本ならば、なんとか推定の要素も加えていろいろふくらませて7千万ドルまで引き上げることもできないことはないが、2本立てとなれば、その場合の請求権は厳格なものとならざるを得ないわけで、■■■不開示部分■■■しかも、■■■不開示部分■■■例えば、恩給の既裁定分すら受給者のその後の変動は明らかでなく、まして未裁定者については完全に推定によらざるを得ず、国会等への説明は極めて困難と思われる。

(中略)」

(b) 通し番号1-91の文書の一部開示部分には、昭和37年8月21日付け「日韓予備交渉第1回会合記録」があるところ(乙A247 [-1-以下])、その内容は、別紙5(通し番号1-91)の

「第3 当裁判所の判断」の1(1)ア(ア)で認定したとおりであるが、通し番号1-151の文書の不開示部分⑦に相当する部分（ただし、上記(a)で説示した部分を除く。）は、下記のとおりである（乙A 295 [-94-]）。

記

この裏代表の発言に対し、伊関局長より次のとおり述べた。

「裏代表のいわれるような2本立て方式について非公式にお話ししたことがあるのは事実である。しかし、昨年末以来請求権の各項目を詰めてみた結果、外務省と大蔵省との算定が大きく開いていることが判明し、また、外務省の膨らませた数字も請求権1本ということで可能なので、無償援助との2本立てということになれば、外務省の数字もずっと小さくなる次第である。要するに問題の性格が変わってきたわけだ。」（以下略）

d 第六次日韓会談の日韓予備交渉第2回会合（8月24日）

通し番号1-18の文書の一部開示部分には、第六次日韓会談の日韓予備交渉第2回会合（8月24日）における発言の概要が下記のとおり記録されている（乙A 188 [-63-以下]）。

記

まず、裏代表より（中略）要旨次のとおり発言した。

（中略）

法理論を離れても、久しい時日にわたった日本の韓国占領による両国経済の過度の相互連関関係に鑑み、日本が対韓請求権をもっていない今日、韓国が日本に対し膨大な額の請求権を有するということは明白なことである。それにもかかわらず、日本側がいかなる根拠と方法によって算出したものであるかは知らないが、韓国に対し請求権として支払うことのできる総額がやっと数千万ドルに

すぎないといわれたことは、意外だといわざるを得ない。

(中略)

次いで、崔參事官より、韓国側は本日純請求権支払と無償援助支払の2本立て方式を提案したわけだが、今日本側から提示された1.5億ドルをこの方式に従って分ければいくらといいくらになるか伺いたいと述べた。これに対し、伊闈局長は、日本側では二つに分けては考えていない、請求権1本なら甘く見積もって7000万ドルくらいであることはかねて非公式に申し上げてあるが、請求権と無償援助の2本立ては困難なので無償援助一本立てを提案したわけである、もし強いて二つに分け、そのうちの純粋の請求権はいくらかと言われば、推定の要素を一切排除し完全に証拠のあるものを限定することになり、7000万ドルよりずっと減ることだけは明らかだが、どこまで減るかは、韓国側がどの程度証拠を出せるかにかかっているので、目下のところ計算のしようがないと答えた。

e 第六次日韓会談の日韓予備交渉第3回会合（8月29日）

通し番号1-18の文書の一部開示部分には、第六次日韓会談の日韓予備交渉第3回会合（8月29日）における発言の概要が下記のとおり記録されている（乙A188 [-68-以下]）。

記

これに対し、伊闈局長より、韓国側として日本側提案を受けられないならば、むしろはっきり請求権と無償援助に分けた方がいい、ただしその場合の請求権ははっきりと証拠書類の整うものに限らざるを得ない、そうなれば実際に支払うものは恩給ぐらいだろうと述べた。これに対し、崔參事官が、日本国債の現物もあると述べたに対し、伊闈局長は、たとえ国債の現物があっても、それが終戦時韓国人保有のものだったか日本人保有のものだったかを識別すること

は今となってはほとんど不可能だと思う、請求権と言えば全てこのような困難があるわけであり、この点に関する韓国側の認識が不足していると答えた。（中略）

f 第六次日韓会談の日韓予備交渉第6回会合（9月13日）

(a) 通し番号1-18の文書の一部開示部分には、第六次日韓会談の日韓予備交渉第6回会合（9月13日）における発言の概要が下記のとおり記録されている（乙A188 [-70-以下]）。

記

崔参事官は、韓国側は金額で1億ドル下がった上、形式でも請求権一本やりから二度も譲歩を行ったのに、日本側は金額で0.8億ドル上がっただけで、内容では歩み寄っていないと述べたのに対し、伊関局長より、韓国側は日本側が少しも譲歩しないといわれるが、日本側が法的根拠のある請求と認め得るものはせいぜい0.7億ドルであり、これを1.5億ドルに上げたのは大譲歩であり、しかも必ずしも法的根拠あるものに限らず、もう一つ高い次元でのものを考えるという方針をとることで更に譲歩しているわけである、何れにせよ、先に表代表のいわれた5億ドル対2億ドルという案は上司に相談するまでもなく全く問題にならないから、その旨はつきり本国政府に報告されたいと述べた。

表代表より、非公式に伺いたいが、もし韓国側が正式に5億ドルといったら日本側はいくらといわれるかと質したのに対し、伊関局長は、そのような数字では全然上げなくてもよいところだが、それではあなた方に悪いから、1.7億ドルと申し上げようとした。

(b) 通し番号1-91の文書の一部開示部分には、昭和37年9月13日付け「日韓予備交渉第6回会合記録」があるところ（乙A24

7 [- 6 7 - 以下]) , その内容は、別紙 5 (通し番号 1 - 9 1) の「第 3 当裁判所の判断」の 1 (1) ア (ア) で認定したとおりであるが、通し番号 1 - 1 5 1 の文書の不開示部分⑪ - 2 に相当する部分は、下記のとおりである (乙 A 2 4 7 参照) 。

記

裏代表より、非公式に伺いたいが、もし韓国側が正式に 5 億ドルといつたら日本側はいくらといわれるかと質したのに対し、伊関局長は、そのような数字では全然上げなくてもよいところだが、それではあなた方に悪いから、1. 7 億ドルと申し上げよう、これは外相会談の際の■■■不開示部分■■■であると答えた。

(c) 通し番号 1 - 2 5 1 の文書の一部開示部分には、第六次日韓会談の日韓予備交渉第 6 回会合 (9 月 13 日) における発言の概要が下記のとおり記録されている (乙 A 8 3 [- 6 0 -]) 。

記

しかし、その後第 6 回 (裁判所注 : 昭和 37 年 9 月 13 日) には裏大使が受けている訓令では「韓国側は 1 億ドル下がったなら日本側にもその半分の 0. 5 億ドル上がって欲しい」内容になっていると述べ、非公式に尋ねるがとして「韓国側が正式に 5 億ドルといつたら日本側はいくらとするか」と質したのに対し、伊関アジア局長は「■■■不開示部分■■■と申し上げよう。これは外相会談の際の■■■不開示部分■■■に■■■不開示部分■■■足した数字である。」と答えていた。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号 1 - 1 5 1 の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①から不開示部分⑤まで

通し番号 1-18 の文書で開示されている上記ア(イ)a で認定した文言と同一のもの

(イ) 不開示部分⑥

通し番号 1-69 の文書で開示されている上記ア(イ)b で認定した「請求権と無償援助と重なり合つたものと経済協力 2 本建てを考えている」との文言又はこれと同様のもの

(ウ) 不開示部分⑦

通し番号 1-18 又は通し番号 1-91 の文書で開示されている上記ア(イ)c で認定した次の各文言又はこれと同様のもの（ただし、不開示部分⑦-6 及び不開示部分⑦-7 を除く。これらの内容については、次のとおりである。）

a 不開示部分⑦-1

「請求権として日本側が支払を認め得るものは、」との文言

b 不開示部分⑦-2

「せいぜい数千万ドル」との文言

c 不開示部分⑦-3

「請求権の解決ということではどうしても数千万ドルしか支払えない、」との文言

d 不開示部分⑦-4

「7 千万ドル」との文言

e 不開示部分⑦-5

「7 千万ドル」との文言

f 不開示部分⑦-6 及び不開示部分⑦-7

遅くとも昭和 36 年までに、大蔵省が試算した韓国側に支払うべき請求権についての具体的金額等

g 不開示部分⑦-8

「非公式にお話ししたことがあるのは事実である。しかし、」との文言

(イ) 不開示部分⑧

通し番号1-18の文書で開示されている上記ア(イ)dで認定した「韓国に対し請求権として支払うことのできる総額がやっと数千万ドルにすぎないといわれたことは、」との文言又はこれと同様のもの

(カ) 不開示部分⑨

通し番号1-18の文書で開示されている上記ア(イ)dで認定した「7000万ドルくらい」及び「7000万ドル」との各文言

(ガ) 不開示部分⑩

通し番号1-18の文書で開示されている上記ア(イ)eで認定した「そうなれば実際に支払うものは恩給ぐらいだろうと述べた。」との文言又はこれと同様のもの

(キ) 不開示部分⑪

a 不開示部分⑪-1 及び不開示部分⑪-2

通し番号1-18の文書で開示されている上記ア(イ)fで認定した「0.8億ドル」及び「せいぜい0.7億ドル」との各文言

b 不開示部分⑪-3

伊闇局長が述べた1.7億ドルという金額の根拠であり、「外相会談の際の・・・に・・・足した数字である」との文言が含まれるもの
ウ そうであるとすれば、通し番号1-151の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分⑦-6 及び不開示部分⑦-7に記録されている情報は、大蔵省が査定した韓国側に対し請求権として支払うことのできる総額等で

あるが、昭和37年当時、日韓両政府間の交渉で現に示されたものであり（したがって、日本側が提示した請求権に関する査定額であることから、韓国側開示文書に記録され、これが既に公にされている可能性が高い。），他方で、当該交渉においては上記の大蔵省査定額等よりも多額の金額（7千万ドル）が推定等も用いて甘く査定した場合の日本側の査定額として提示されていたこと等も併せ考慮すると、請求権問題が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るとまではいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

- (イ) 不開示部分⑪-3に記録されている情報は、昭和37年当時、伊闇局長が韓国側に提示した1.7億ドルの根拠であり、これが外相会談の際に検討されていた数字に一定の金額を足したものであるとの趣旨であることは他の行政文書の開示部分から容易に推測できるところ、同年当時の日本側の検討金額は他の行政文書の一部開示により既に公にされていること（例えば、昭和37年3月当時のものとして同月7日付け「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」と題する文書（乙A108 [-243-以下] を参照。）など、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとまではいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。
- (ウ) その余の不開示部分に記録されている情報は、いずれも他の行政文書

の一部開示により既に公にされているもの又はこれと同趣旨のものであるから、上記情報に関する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-151の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、特に上記ウ(ウ)で掲げた部分については、仮にこれらが一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-151の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-151の文書の不開示部分に記録さ

れている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-152

第1 前提事実（各論）

1 通し番号1-152の文書（文書1431）は、次の内部文書等によって構成されており、日韓国交正常化交渉において議論されていた在日韓国人の処遇に関する問題及び漁業問題に関して中川アジア局長と金溶植公使との間の会談記録である。

- (1) 外務省アジア局第五課が作成した昭和31年3月20日付け「金公使内話の件」と題する文書
- (2) 外務省アジア局第五課が作成した昭和31年7月7日付け「金韓國公使と会談の件」と題する文書
- (3) 外務省アジア局第一課が作成した昭和31年8月20日付け「日韓問題に關し金公使と会談の件」
- (4) 外務省アジア局第一課が作成した昭和31年12月4日付け「金公使と会談の件」と題する文書

2 通し番号1-152の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、96ページ（-96-）約4行分であり、中川アジア局長と金公使の会談における在日韓国人の持ち帰り財産についての金公使の要望に対して中川アジア局長が発言した具体的な見解が記録されている。

(乙A296)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-152の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の

内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号 1-152 の文書の不開示部分は、昭和 31 年 1 月 15 日付け「金公使と会談の件」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである（乙 A 296）。

記

金 国籍待遇の問題には (1) 強制退去基準の問題と (2) 自由出国者の待遇の問題とがある。前回の日韓会談の時のお話では自由退去者に対し持ち帰り財産に非常な制限があった。これは困る。今度は我々の方でもできるだけ多勢の者を韓国へ帰そうと思っている。それにはできる

だけ財産を持ち帰らせてもらいたい。

中 できるだけ多勢帰つてもらうことには賛成である。あらゆる便宜を図りたい。

■■■不開示部分■■■これらの退去基準を決めることは結構であるが、しかし、1週間や10日で話が決まるかどうか疑問がある。これとは切り離して抑留者釈放を早急に実現してはどうか。

金 他の二つの方法について日本側が同調できないとすれば、どうしてもこの第三の方法を考えなければならない。1週間に2回でも3回でも協議してクリスマスまでに決めたい。

(イ) 通し番号1-259の文書の一部開示部分には、中川アジア局長と金公使が相互釈放に関して会談した経緯が記録されているところ、その要旨は、下記のとおりである（乙A377 [-186-以下] 参照）。

記

1956年（昭和31年）10月に入って中川アジア局長は金公使との間で話を進めた。中川局長は専ら重光・金了解のラインに沿って話し合いを釈放問題に限定しようとするのに対し、韓国側は、中川局長の提案を受け入れる条件として会談再開以前に請求権撤回の表明を求めるとともに、①日韓会談開始前に大村収容所に刑罰法令違反者を収容しないこと、②不法入国者中で日本に特別在留許可されたものの中から数人（いすれも李承晩政権の反対者）を韓国側に引き渡すことを内容とする案を提示してきた。

12月11日の会談で中川局長から日韓両政府の抑留者相互釈放を内容とする案を示した（なお、上記①案は12月18日の閣議で韓国の要求を入れることを決めたが、その後1957年（昭和32年）1月に入ってから、入国管理局からの要求により「日韓会談が始まって3か月を経ても妥結されないときは日本政府はその収容を再開する権利を留保す

るものである」旨韓国側に伝えた。)。

しかし、金公使からこの案に対する修正意見が多く出て12月24日の会談で中川局長は、一定の修正（韓国が受け入れるべき者を日本政府による韓国人密入国者とし、日本側が釈放する者を入国者収容所に収容中の韓国人で密入国者以外の者とする。釈放者のうち生活指導の措置を講ずる必要がある者につき、なおおおむね3か月の間に釈放を完了する。附属了解に両国政府は法規の根拠なくお互に相手国の国民を逮捕抑留せざることを約することを追加する。）を行い、これが中川個人としての考えられる日本側の最終案であるとして法務省と協議した後に、更に金公使に連絡することを約した。しかし、12月29日に金公使は次の修正意見を提出した。

「(イ) (中略)

(ロ) 帰国韓国人に金を渡すこと。」

これに対し、中川アジア局長は、「(中略) (ロ)は抑留者と直接関係がない、また、日本人との均衡上からも出国韓国人にだけ金を渡すことの理屈がつけられない。再開後の日韓会談でゆっくり討議すべき性質のものである。」と語り、抑留者以外にまで問題を広げる不明確な態度を難詰して相互釈放交渉について先に示した案への正式回答を求め、日本側の最終案で妥結する意思がないのであれば、非公式交渉は中止して日韓双方の主張を公表しつつ交渉を行うこととしたい考えを明らかにした。

これに対し、1957年（昭和32年）1月18日、韓国政府からの回答として、(イ)抑留者の相互釈放については、将来話の付くまで日本側で大村に新たに収容しないというラインで無条件で実施して差し支えないこと、(ロ)これと同時に日韓全面会談再開について打合せを行うこと、(ハ)その前提として久保田発言の撤回と対韓請求権の放棄をあげ、特に在日韓国古美術品引渡しについて日本側の考慮を求めてきた。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-152の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和32年12月15日の中川局長と金公使の会談において、金公使が要望した在日韓国人の持ち帰り財産について中川アジア局長が発言した具体的見解であるとまでは推認することができるが、上記ア(ア)で認定したその前後の記載の内容から、当該具体的見解の内容を正確に推認することはできない。

ウ そして、通し番号1-152の文書の不開示部分に記録されている情報が、被告主張に係る金公使が要望した在日韓国人の持ち帰り財産について中川アジア局長が発言した具体的見解であったとしても、上記ア(イ)で認定した日韓両政府間における相互釈放に関する非公式交渉の経緯に照らして、当該情報に係る具体的見解が当該非公式交渉で考慮されたことはうかがわれない（むしろ、中川アジア局長は、その後に金公使から要望された帰国韓国人に対して金を渡すとの修正案を明示的に拒絶している。）から、上記情報に係る事項が日朝国交正常化交渉で請求権問題として協議の対象となり得るものとは考え難い。また、この点をおき、仮に上記情報に係る事項が現在においても日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るとしても、本件全証拠によつても、その前提となる在日韓国人の持ち帰り財産の取扱いも当時と現在とで同じであると認めるに足りる的確な証拠がないことなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るとまではいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる

事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号1-152の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-152の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-152の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-153

第1 前提事実（各論）

通し番号1-153の文書（文書1493）は、外務省が作成した昭和39年2月14日付け「日韓漁業協定の問題点」と題する内部文書であり、日韓漁業協定締結に際して日本、韓国双方の各主張及び韓国の主張に対する日本政府の対処方針が記録されている。

このうち不開示部分は、6ページ（-6-）の約2行分であり、漁業専管水域の設定に関して韓国側と調整する上での日本政府の具体的な問題意識又は見解が記録されている。

（乙A297）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-153の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることに

より北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙A297)によれば、次の事実が認められる。

通し番号1-153の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである。

記

III 専管水域の問題

(1) 12マイルを明示するかどうかの問題

(中略)

(2) 基線を表す場合、領海の基線とするか、専管水域の基線とするかの問題

これまで日本側では、■■■不開示部分■■■協定署名と同時に韓国側にあらかじめ合意された領海の基線を宣言公布させ、協定上は「韓国の管轄する領海の測定のために適用される基線から測定して12カイリの範囲」で認める旨を規定することを考えていた。

しかし、それを漁業水域の基線ということにする場合には若干問題が出てくる。

なお、国際先例としては、英諸協定、ソ諸協定では「領海の基線から測定して」ということになっているが、英・アイスランド協定では「1958年6月30日のアイスランド規則第70号に定められ・・・」となっており、その基線はアイスランド政府の設定した漁業水域の基線ということになっている。

(3) 日本側にも専管水域を設定するかどうかの問題

(中略)

(4) 基線中に済州島を含めるかどうかの問題（以下省略）

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-153の文書の不開示部分に記録されている情報は、漁業専管水域の設定に関して韓国側と調整する上で日本の政府の具体的な問題意識又は見解であると推認することができる。

ウ しかしながら、証拠（乙A82, A187）によれば、例えば、通し番号1-17の文書の一部開示部分（乙A187）では、昭和38年7月から昭和39年4月までの漁業問題に関する日韓両政府間の交渉経緯が日韓両政府の提案内容も含めて具体的に明らかにされており、また、通し番号1-251の文書の一部開示部分（乙A82）では、漁業問題に関する日本政府の具体的検討内容が明らかにされていると認められるところ、本件全証拠によっても、通し番号1-153の文書の不開示部分に記録されている情報が、これらの文書に記録されている交渉経緯からうかがわれる問題意識又は見解と異なるものであることをうかがわせる事情は認められない。

以上によれば、被告は、通し番号1-153の文書に記録されている情報につき、上記一部開示部分に記録されている情報と比較してもなお北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るもののが含まれていることを基礎付ける具体的な事情を主張しているとはいえず、また、本件全証拠によっても、この点を認めるに足りる的確な証拠はないといわざるを得ない。

したがって、通し番号1-153の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるということはできない。

エ 以上によれば、通し番号1-153の文書の不開示部分に記録されてい

る情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-153の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

○ 2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-153の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実（各論）

通し番号1-154の文書（文書1518）は、外務省アジア局が作成した昭和32年3月18日付け「関係省打合資料」と題する内部文書であり、日韓会談で議論の対象となった基本関係樹立問題、財産・請求権問題、漁業問題、船舶問題、在日韓国人の待遇問題、抑留漁民問題及び文化財問題の概要、日韓間での議論の経緯及び各問題について日本政府内部で検討した具体的な経過、見解等が記録されている。

このうち不開示部分は、次のとおりである。

① 7ページ（-7-）中段約2行分、左段約5行分、8ページ（-8-）約1ページ分、9ページ（-8-）に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下、これらを併せて「不開示部分①」という。）

これは、いずれも、対日請求権に基づいて韓国が要求する個別具体的な特定項目に対して日本政府内部で検討した解決策の内容及び対処方針が具体的に記録されている。

② 11ページ（-10-）約1ページ分（以下「不開示部分②」という。）

これは、対日請求権に基づいて韓国が要求する個別具体的な特定項目に対して日本政府内部で検討した解決策の内容及び対処方針が具体的に記録されている。

③ 20ページ（-19-）約1行分（以下「不開示部分③」という。）

これは、対日請求権に基づいて韓国が要求する特定項目について政府内部で試算した具体的な金額が記録されている。

（乙A298）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-154の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、個別の請求権金額の見積りのほか、請求権問題の解決に向けた提案であるかかる情報が明らかになれば、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能であり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無及び裁量権の範囲の逸脱又はその濫用について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-154の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである（乙A298）。

a 不開示部分①

不開示部分①は、「第二 財産請求権問題」の項にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

- 一、第2回会談において、昭和28年10月9日の財産請求権委員会においてわが方久保田代表から、1952年4月29日付け米国務省書簡の末段「在韓日本財産の没収は4条(a)項の取極の際考慮・・・」の字句があるのと、第1回会談の際梁全権が非公式会談において請求権の相互放棄を示唆したことを引用して、互譲の精神による政治的歩み寄る途を提議し、請求権の相互放棄を行っても■■■不開示部分①-1■■■旨述べた。
- 二、昭和30年初頭、谷顧問と金公使との非公式会談が行われた際、韓国に返還可能の項目に関し、次の3項目にわたる外務省案を作成し、大蔵省に計ったところ、■■■不開示部分①-2■■■
(一) ■■■不開示部分①-3■■■韓国側の要求が過当ならざる場合は、平和条約第4条(b)項を再確認し、米軍政府のヴェスティング・デクリーの効力を承認する。
(二) ■■■不開示部分①-4■■■
(三) 別に政府所有の朝鮮関係国宝若干の贈与、
■■■不開示部分①-5■■■(以下省略)

b 不開示部分②

不開示部分②は、参考資料である「日韓両国間に取極めらるべき財産及び請求権の処理に関する協定の基本要綱（昭和27.3.6日本側提案）」と題する文書中の第3項全部である。

c 不開示部分③

不開示部分③は、参考資料である「A I D E - M E M O I R E on talking of the 28th May, 1953」と題する文書中にあり、その前後

の記載は、下記のとおりである。

記

D' の部（保留事項）

正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

- 一 韓国人官吏に対する恩給等諸未払金■■■不開示部分③■■■に
関する件
- 二 第三国所在の韓国人（法人をも含む。）財産回収又は補償方法に
関する件

(イ) 本件各文書の一部開示

- a 通し番号1-94の文書の一部開示部分には、不開示部分①-3に
相当する部分として、「請求権放棄を方針とするも、特定のものにつ
いては支払う用意ある旨提案し」と記録されている（乙A272）。
- b 通し番号1-93の文書の一部開示部分には、昭和30年2月24
日付け「請求権問題処理要領案」と題する文書（これは、昭和30年
1月から3月の谷大使と金公使との間における日韓関係調整のための
非公式会談の際、大蔵省に提示した請求権問題処理要領案であるとの
注意書がある。）が記録されており、その内容は、（別紙5）通し番
号1-93の「第3 当裁判所の判断」の1(1)ア(ア)で認定したとお
りであるところ、不開示部分①に関連する部分の記載は、下記のとお
りである（乙A248 [-6-以下] 参照）。

記

財産請求権問題については左の方針をもって対処する。

- (一) 請求権の相互放棄を方針とするも、■■■不開示部分■■■韓
国側の要求が過当ならざる場合に平和条約第4条(b)項を再確認
し、米軍政府のヴェスティング・ディクリーの効力を承認する。
- (二) 前記特定のものとして左記を個々の証拠書類確認の上、■■■

不開示部分■■■して提案する。

■■■不開示部分■■■

されまた将来供託されるもの

(三) 別に政府所有の朝鮮関係国宝若干の贈与、ほぼ合意に近づいた船舶（24隻約5900トン）の贈与を考慮する。

(注) 左記項目について韓国側より要求ある場合には、韓国側に残置せる財産と相殺すべきものなる趣旨をもって対処する。

■■■不開示部分■■■

c 通し番号1-15の文書の一部開示部分には、「日韓両国間に取極めらるべき財産及び請求権の処理に関する協定の基本要綱（昭和27年3月6日本側提案）」と題する文書が記録されており、その3項の内容は、下記のとおりである（乙A274 [-25-以下参照]）。

記

3(一) 日本国は、日本国が大韓民国の領域において公用又は公共の用に供していた国有の財産を、大韓民国に、別に定めるところに従い譲渡する。

(二) 日本国は、日本国が大韓民国の領域において企業の用に供していた国有の財産を、朝鮮事業公債法に基づき発行された公債等、当該領域の利益のために発行されたものの未償還残高等に相当する資金が日本国に引き渡された場合に限り、大韓民国に譲渡する。

(三) 第(一)項の公用又は公共の用に供していた国有の財産及び第(二)項の企業の用に供していた国有の財産の範囲並びに前二項の譲渡の方法については、別途協議するものとする。

(四) 日本国が大韓民国の領域において有する財産で第(一)項及び第(二)項に掲げるものを除く一切の財産並びに日本国の公共団

体が大韓民国の領域において有する一切の財産については、前記1の日本国民の財産の取扱いに準じて取り扱われるものとする。

(ウ) 韓国側開示文書

韓国側開示文書には、「A I D E - M E M O I R E on talking of the 28th May, 1953」と題する文書（当該文書は、そもそも1953年（昭和28年）当時、韓国側が日本側に提示した文書であるが、1961年（昭和36年）3月頃、韓国側に原本が存在しなかったことから、韓国側が日本側に要請して受け取った当該文書の写しである。）が存在するところ、当該文書には、要旨下記のとおり記録されている（甲143の8、144〔7ページ〕）。

記

D' の部（保留事項）

正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

- 1 韓国人官吏に対する恩給等諸未払金（日本恩給局によれば約5億円）に関する件
- 2 第三国所在の韓国人（法人をも含む。）財産回収又は補償方法に関する件

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-154の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

a 不開示部分①-1

日韓会談の財産請求権委員会（昭和28年10月9日開催）において久保田代表が韓国側に提示した請求権問題に関する解決策の一部

b 不開示部分①-2

昭和 30 年当時、請求権問題に関する外務省の解決策につき大蔵省と折衝した結果の具体的な内容等

c 不開示部分①-3

通し番号 1-94 の文書で開示されている上記ア(イ)a で認定した「請求権放棄を方針とするも、特定のものについては支払う用意ある旨提案し」との文言

d 不開示部分①-4

通し番号 1-93 の文書で開示されている上記ア(イ)b で認定した「前記特定のものとして左記を個々の証拠書類確認の上、■■■不開示部分■■■して提案する。■■■不開示部分■■■されまた将来供託されるもの」との文言のほか、昭和 30 年当時、外務省が検討した請求権問題の解決策として、特定のものにつき韓国側への引渡し等を行う旨及び当該特定のものの具体的な内容

e 不開示部分①-5

通し番号 1-93 の文書で開示されている上記ア(イ)b で認定した「ほぼ合意に近づいた船舶（24 隻約 5900 トン）の贈与を考慮する。（注）左記項目について韓国側より要求ある場合には、韓国側に残置せる財産と相殺すべきものなる趣旨をもって対処する。」との文言と同一又は同様のもののほか、昭和 30 年当時、外務省が検討した請求権問題の解決策の具体的な内容

(イ) 不開示部分②

通し番号 1-15 の文書で開示されている上記ア(イ)c で認定した文言

(ウ) 不開示部分③

上記ア(ウ)で認定した韓国側開示文書で開示されている「（日本恩給局によれば約 5 億円）」との文言

ウ そうであるとすれば、通し番号1-154の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるかどうか又は仮にこれが認められるとした場合の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無については、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①

a 不開示部分①に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する対処方針や解決策の具体的な内容であるが、このうち、通し番号1-93の文書又は通し番号1-94の文書で開示されている部分については、いずれも他の行政文書の一部開示により既に公にされているもの又はこれと同趣旨のものであるから、日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得る余地があるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

したがって、不開示部分①のうち通し番号1-93の文書又は通し番号1-94の文書で開示されている部分と同一の部分については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣

の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

b 他方、その余の部分については、本件全証拠によつても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

したがつて、その余の部分については、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

c そして、通し番号1-154の文書の不開示部分①に記録されている情報から通し番号1-93の文書又は通し番号1-94の文書で開示されている部分と同一の部分を除いた部分については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、前記の不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(イ) 不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから、請求権問題が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得る余地があるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

したがつて、不開示部分②に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(ウ) 不開示部分③に記録されている情報は、韓国側開示文書により既に公にされているものであるから、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとして

も、以上の事実関係の下では、当該情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号1-154の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、通し番号1-154の文書の不開示部分①に記録されている情報から通し番号1-93の文書又は通し番号1-94の文書で開示されている部分と同一の部分を除いた部分のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-154の文書の不開示部分に記録されている情報であつて次の(1)に掲げたものに係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分(次の(2)に掲げたものに係る部分)は、適法である。

(1)ア 不開示部分①のうち

(ア) 7ページ(-7-)左から3行目から2行目まで(不開示部分①-3)

(イ) 8ページ(-8-)の「(二)」の部分(不開示部分①-4)中、下記文言と同一又は同様の部分(ただし、下記で「不開示部分」と記載した部分を除く。)

記

(二) 前記特定のものとして左記を個々の証拠書類確認の上、■■■不開示部分■■■して提案する。

■■■不開示部分■■■

されまた将来供託されるもの

(ウ) 8ページ(- 8 -)の「(三)」の部分(不開示部分①-5)中、下記文言と同一又は同様の部分(ただし、下記で「不開示部分」と記載した部分を除く。)

記

(三) 別に政府所有の朝鮮関係国宝若干の贈与、ほぼ合意に近づいた船舶(24隻約5900トン)の贈与を考慮する。

(注) 左記項目について韓国側より要求ある場合には、韓国側に残置せる財産と相殺すべきものなる趣旨をもって対処する。

■ ■ ■ 不開示部分 ■ ■ ■

イ 不開示部分②

ウ 不開示部分③

(2) 不開示部分①のうち上記(1)ア以外の部分

第1 前提事実（各論）

1 通し番号1-155の文書（文書1519）は、次の内部文書によって構成されており、外務省、大蔵省、農林省、文部省、法務省、法制局の次官等による韓国の対日請求権に関する協議の議事要旨が記録されている。

(1) 外務省が作成した昭和32年付け「日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨」と題する文書

(2) 外務省アジア局第一課が作成した昭和32年7月1日付け「日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨」と題する文書

2 通し番号1-155の文書のうち不開示部分は、次の部分であり、いずれも日本の対韓請求権及び韓国の対日請求権の比較及び相殺に関する日本政府の具体的な見解及び個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が記録されている。

① 27ページ（-27-）約1行分（以下「不開示部分①」という。）

② 28ページ（-28-）約3行分（以下「不開示部分②」という。）

③ 35ページ（-35-）後ろから2行目から36ページ（-36-）2行目まで（以下「不開示部分③」という。）

④ 61ページ（-61-）約2行分（以下「不開示部分④」という。）

⑤ 64ページ（-64-）約2行分（以下「不開示部分⑤」という。）

(乙A299)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-155の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施

策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

通し番号1-155の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである（乙A299）。

a 不開示部分①、不開示部分②及び不開示部分③

不開示部分①、不開示部分②及び不開示部分③は、昭和32年付け「日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

法制局次長 相互放棄を主張し得る余地はいかん。

アジア局長 いえないと思う。

法制局次長 「米国の解釈」は相互放棄になるということは言っていない。したがって、「相互放棄を意味しない」と述べても、それにかかわらず、米国の見解を基礎として強く交渉する余地はあるようだ。

正示 向こうの請求権を零に値切ることもできないことはない。理論上は可能であろう。

法制局次長 先方に言わせ放したらよいわけである。

○
正示理財局長 日本側の請求権と先方の請求権を比較考量した上で、
■■■不開示部分①■■■というのであるが、外務省の見解を文書でもらいたい。この解釈はある程度相殺にする。■■■不開示部分
②■■■解して良いか。

大野次官 実質的には相互放棄に近いものを主張することにする。その道は封ぜられてはいない。どこまで先方の要求を落とせるかが問題である。

(中略)

○
法制局次長 米国の見解を見ると、日本の請求権は真っ向から見ていない。考慮するということになっている。この見解の中で相互放棄になるとは言っていないので、それだけを言っただけである。我が方の将来のやり方としては、我が方の請求権がなくなったということも考慮して、向こうの請求権が零になることもあり得るということで良いのか。

大野次官 字面としてはそのとおりである。実際の会談としては我が方として何もやらないというわけにはいかない。

理財局長 米国の見解に基づき比較考量されるものは米の解釈による
■■■不開示部分③■■■

大蔵次官 相互放棄を意味しないという点は実質的には重大な示唆である。前段の部分が無意味になるおそれがある。「直ちに財産請求権の放棄にはならない。」と書いたらいかがと思う。このままならば文章そのものとしては前段を何ら変更するものではなく前段が言っていないことを言っていると解してよいか。

大野次官 字句上はそれで良いだろう。

(以下省略)

b 不開示部分④及び不開示部分⑤

不開示部分④及び不開示部分⑤は、昭和32年7月1日付け「日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

三、次いで議事録(4)の請求権の部分の討議に入ったが、(中略)条約局長より、財産請求権の相互放棄とは、双方の請求権の個々の内容を厳密に計算した上でそれが同額になるから相殺するというのではなく、請求権の個々の内容を検討せずして、双方が一度にぱっと請求権を棄てることを意味するに非ずやと指摘したが、なお、理財局長より、この部分については、今後長く後を引く問題でもあり、はつきりさせておく必要がある。この点は日本側の請求権と韓国側の請求権とを比較考量した上で、相殺を行い、■■■不開示部分④■■■いう意味なりや、この点についての外務省の見解を書き物にしていただきたい旨発言あり。(中略)また法制局次長より、法律解釈としては「米国の見解」は請求権の相互放棄になるとは言っていないので、日本代表はただそれだけのことを言ったに過ぎないので、実際の交渉に当たっては、わが方の請求権がなくなったことも考慮した上で、先方の請求権が零になるということもあり得ると解

して良いかと質問あり。これに対し大野次官より字句面上そのとおりであるが、実際の会談においては我が方として■■■不開示部分⑤■■■と答弁があった。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-155の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①、不開示部分②、不開示部分③、不開示部分④
昭和32年当時の関係各省次官会議において、理財局長が発言した請求権問題の解決策としての「米国解釈」に関する具体的見解

(イ) 不開示部分⑤

昭和32年当時の関係各省次官会議において、大野次官が発言した「(実際の会談としては我が方として)何もやらないというわけにはいかない」との答弁(前記アaで認定した不開示部分③の直前の発言部分参照)

ウ そうであるとすれば、通し番号1-155の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①から不開示部分④まで

不開示部分①から不開示部分④までは、日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的見解であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は

類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(イ) 不開示部分⑤

不開示部分⑤に記録されている情報は、当該文書の他の部分で開示されて既に公にされているものであるから、上記情報に関連する事項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ したがって、通し番号1-155の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、不開示部分①から不開示部分④までに係る部分については、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し、不開示部分⑤に係る部分については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交

渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。)。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-155の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、不開示部分①から不開示部分④までに係る部分については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-155の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、不開示部分①から不開示部分④までに係る部分のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1-155の文書の不開示部分に記録されている情報であつて不開示部分⑤に係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分（不開示部分①から不開示部分④まで）は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-156

第1 前提事実（各論）

通し番号1-156の文書（文書1531）は、外務省が昭和33年付けて作成した「一月六日次官会議における次官説明要旨」と題する内部文書であり、財産・請求権問題、在日韓国人の退去強制処分及び文化財の引渡しのそれぞれに関する韓国的要求の概要及びそれに対する日本側の対処方針が記録されている。

このうち不開示部分は、10ページ（-10-）最終行から11ページ（-11-）2行目までであり、韓国の対日請求権に係る支払に関する日本政府の具体的な対処方針や個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が記録されている。

（乙A300）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-156の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-156の文書の不開示部分は、「五 取極文書の種類及び内容の要点」の項にあり、その前後の記載は、次のとおりである(乙A300)。

記

(注) 「米国の見解の表明」とは、一言でいえば、日本側の在韓財産に対する請求権は平和条約第4条(b)項に基づき消滅したが同条(a)項に規定する日韓財産請求権問題を主題とする特別取極の締結に当たって、右の事実が考慮に入れ得るべきことを規定している。

日本側は別に口上書で「米国の見解の表明」を基礎として請求権の主張を撤回しているので韓国側の請求権のみが存在し、その請求権に基づく要求に対し日本は誠意をもって討議することを約束している。「米国の見解の表明」は日韓両請求権の相殺というところまでは明白に述べていないので、日本側としては韓国側の莫大な要求に対しては米国の見解の趣旨を援用して実際上対抗できる訳である■■■不開示部分■■■

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-259の文書の一部開示部分には、通し番号1-156の文書を一部引用する部分があるところ、不開示部分に相当する部分には、下記のとおり記載されている（乙A377の右肩に「4-291」とあるページ参照）。

記

この「米国の見解」について前記1月6日の次官会議で「『米国の見解の表明』は日韓両請求権の相殺というところまでは明白に述べていないので、日本側としては韓国側の莫大な要求に対しては、米国の見解の趣旨を援用して実際上対抗できるわけであるが、韓国が分離国家として合理的に要求できるものについては日本は支払をなす必要がある」と説明された。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-156の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和33年当時、日本政府部内で検討された請求権問題に係る「米国の見解の表明」に関する具体的見解であり、具体的には通し番号1-259の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した「が、韓国が分離国家として合理的に要求できるものについては日本は支払をなす必要がある」との文言又はこれと同様のものであると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-156の文書の不開示部分に記録されている情報は、他の行政文書（通し番号1-259の文書）の一部開示により既に公にされているものであるから、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議される余地があるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとまではいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報

が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-156の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-156の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-156の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実（各論）

通し番号1-157の文書（文書1538）は、外務省アジア局北東アジア課が昭和33年7月2日付けで作成した「日韓会談交渉方針」と題する内部文書であり、第四次日韓会談において議論の対象となった財産・請求権問題、船舶問題、漁業問題及び在日韓国人の処遇に関する問題についての日本側の対処方針が記録されている。

このうち不開示部分は、次の部分であり；いずれも対日請求権に基づいて韓国が要求する個別具体的な各項目について日本側の具体的な対処方針及び政府部内で試算した各請求権の具体的な項目又は金額が記録されている。

- ① 3ページ（-3-）約3行分（以下「不開示部分①」という。）
- ② 10ページ（-10-）右段約2行分、中段以後7行分（以下「不開示部分②」という。）
- ③ 11ページ及び12ページ（-10-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分③」という。）
- ④ 13ページ（-11-）約2行分（以下「不開示部分④」という。）
- ⑤ 15ページ（-13-）約2行分（以下「不開示部分⑤」という。）
- ⑥ 19ページ（-17-）3か所（表の上段全部、中段（「処理方針」欄）1か所、下段（「金額及び摘要」欄）1か所。以下「不開示部分⑥」という。）
- ⑦ 20ページ（-18-）下段全部（以下「不開示部分⑦」という。）
- ⑧ 21ページ（-19-）から28ページ（-26-）までの各表の中段及び下段の全部（以下「不開示部分⑧」という。）
- ⑨ 29ページ（-27-）2か所（表の中段全部及び欄外。以下「不開示部分⑨」という。）

⑩ 30ページ（-28-）の表の下段（金額）2か所（以下「不開示部分
⑩」という。）

⑪ 31ページ（-29-）の表の下段（金額）2か所（以下「不開示部分
⑪」という。）

（乙A301）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-157の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

- (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について
ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。
(ア) 通し番号 1-157 の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである (乙 A 301)。

a 不開示部分①

不開示部分①は、「二、請求権問題」の項にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

(一) 財産権問題の交渉は平和条約の第4条の範囲に限定する。よってそれ以外の債権（例えば、わが方の貿易上の焦付債権等）は論議の対象とせず。

(二) 軍令第33号及び1948年の米韓財産取扱の効力は現実に南鮮にあり、既に処理を了したものに限る。したがって現実に南鮮以外にあり、又は何らかの理由により処理未了のものにはその効力は及ばないと見るべきである。

(三) 以上より結論して韓国の請求権に関する提案中、(1952年2月21日提出) 中■■■不開示部分①■■■ (説明資料その一)

b 不開示部分②から不開示部分④まで

不開示部分②から不開示部分④までは、「説明資料その一（請求権について）」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

一 請求権については、■■■不開示部分②■■■更に検討を加えた結果次のとおり。

1 ■■■不開示部分②■■■

■■■不開示部分③■■■

■■■不開示部分④■■■

(3) 本試算額は韓国側要求を國際法上の原則に基づいて検討した結果、有効と認められるものを列挙した。したがって、在韓日本資産の喪失も考慮に入れていないし、また、韓国が当然に負うべき地方的債務の額も、計算に入れていない。右を考慮に入れれば韓国側への支払はゼロになる。

(4) 第一次及び第二次日韓会談で韓国側が対日請求権として主張した金額は終戦時価格 337 億と推定される。(別紙二参照)。

c 不開示部分⑤

不開示部分⑤は、「説明資料その二(文化財について)」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

(注)

1 右のほか適当なものがあれば若干の国有の韓国に關係ある図書の贈与も考慮する。

2 ■■■不開示部分⑤■■■

d 不開示部分⑥から不開示部分⑨まで

不開示部分⑥から不開示部分⑨までは、「韓国に対する債務処理についての試案」と題する文書中にある。

e 不開示部分⑩及び不開示部分⑪

不開示部分⑩及び不開示部分⑪は、「別紙二 韓国が主張している対日請求権の内容と金額」と題する文書中にあり、当該不開示部分に関する記載は、次のとおりである。

(a) 不開示部分⑩は、次の2か所である。

(1) 閉鎖機関在日財産推定 ■■■不開示部分⑩■■■ (大蔵省資料)

(2) 在外会社在日財産推定 ■■■不開示部分⑩■■■ (大蔵省資料)

(b) 不開示部分⑪は次の2か所である。なお、このうち後者に関しては、中段部分には「韓国において交換回収し、S C A P要員並びに日本銀行員立会の下に焼却せる日本銀行券及び日本政府紙幣代り金の清算」と記載されている。

昭和26年政令によって清算建物売却代金■■■不開示部分⑪■■■ (元特殊整理人による。)

(2) 計■■■不開示部分⑪■■■ (大蔵省資料による)

(1) 本件各文書の一部開示部分 (不開示部分②関係)

通し番号1-174の文書の一部開示部分には、「説明資料その一(請求権について)」と題する文書があり、その内容は、(別紙5)通し番号1-174の「第3 当裁判所の判断」の1(1)ア(ア)aで認定したとおりであるが、不開示部分に関連する部分は、下記のとおりである(乙A329)。

記

一 請求権については別紙一のごとく■■■不開示部分■■■を有効な請求額として認める案もあるが、本案は甘きに失るので、更に検討を加えた結果次のとおり。

1 ■■■不開示部分■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-157の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

韓国の対日請求権に対する日本側の対処方針等

(イ) 不開示部分②から不開示部分④まで

韓国の対日請求権に対する日本側の対処方針等であって通し番号1—174の文書の一部開示部分を含むもの

(ウ) 不開示部分⑤

文化財問題に関する日本側の対処方針等

(エ) 不開示部分⑥から不開示部分⑪まで

韓国の対日請求権として掲げられた個別具体的な項目に関する日本側の処理方針又は具体的試算額

ウ そうであるとすれば、通し番号1—157の文書の不開示部分に記録されている情報は、通し番号1—174の文書の一部開示により既に公にされている不開示部分②の一部を除き、日本政府部内で検討された請求権問題に関する日本側の具体的対処方針又は具体的試算額等であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

他方、不開示部分②に記録されている情報であって通し番号1—174の文書の一部開示により既に公にされているものは、当該文書の他の部分で開示されて既に公にされているものであるから、上記情報に関連する事

項が日朝国交正常化交渉で協議の対象となり得るものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ したがって、通し番号1-157の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分については、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し、その余の部分（後記2(1)に掲げる部分）については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-157の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の

有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-157の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1-157の文書の不開示部分に記録されている情報であつて次の(1)に掲げる部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分(次の(2)に掲げる部分)は、適法である。

- (1) 不開示部分②のうち、「別紙一のごとく■■■不開示部分■■■を有効な請求額として認める案もあるが、本案は甘きに失るので」との部分
- (2) 上記(1)で掲げた部分以外の不開示部分

(別紙5) 通し番号1-158

第1 前提事実(各論)

- 1 通し番号1-158の文書(文書1556)は、昭和35年1月付で外務省北東アジア課が作成した「抑留者送還及び韓人の処遇問題に関する昭和34.11~12の日韓交渉の経緯及び関係資料」と題する内部文書であり、在日韓国人の処遇問題、在韓抑留日本人漁夫問題及び財産・請求権問題に関する日韓間の協議の経緯及び日韓双方の見解の変遷経過が記録されている。
- 2 通し番号1-158の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも戦後の朝鮮半島への帰還者に対して日本が支払を行うか否か検討していた補償金についての日本政府の具体的な見解及び政府部内での検討の経過等が記録されている。
 - ① 115ページから117ページまで(-114-)に「次ページ以下3ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。)
 - ② 120ページ(-117-)冒頭3行目から152ページまで(-117-)に「次ページ以下32ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。)
 - ③ 156ページから158ページまで(-120-)に「次ページ以下3ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分③」という。)
 - ④ 159ページ(-121-)11行分(以下「不開示部分④」という。)
 - ⑤ 164ページから180ページまで(-125-)に「次ページ以下17ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分⑤」という。)

(乙A136)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-158の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-158の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである（乙A136）。

a 不開示部分①

不開示部分①は、別添文書（27）及び別添文書（28）であるところ、別添文書（27）及び別添文書（28）については、本文にお

いて要旨下記のとおり記録されている。

記

二 捐償金問題に関する経緯

(1) 本件は米国を仲介とする三角方式により何とか解決する以外に道がなくなったので、マッカーサー大使は11月末より、自らあっせんに乗り出した。よって、当省としては、藤山大臣によりマ大使に対し、別添(27)(28)のごとき、口頭陳述と同補足説明を行い、マ大使がこれを柳大使に伝えるとともに時間的ギャップを埋めるため米国が何らかの援助をするという案を作成した。

b 不開示部分②

不開示部分②は、別添(30)から別添(34)までであるところ、別添(30)から別添(34)までについては、本文において要旨「藤山外相は12月8日の閣議終了後、総理、蔵相、官房長官に対し、別添(30)のとおり説明し、12月19日、別添(33)のごとき当省試案を作成し、米側とも更に協議した上、12月28日夜別添(34)のごとき案を得たので、別添(35)のごとき説明書とともに12月29日藤山大臣より岸総理の了解を求めた。」と記録されている。

なお、別添(30)の文書（「韓国民の社会福祉に対するわが方援助の問題に関する藤山大臣の総理、大蔵大臣、内閣官房長官に対する説明（昭和34.12.8日）」と題する文書）の不開示部分の直前の記載は、下記のとおりである。

記

1 当初、韓国側は、韓国へ帰還する在日朝鮮人に対し、日本政府が「補償金」を支払うべきこと及びこれを共同声明で発表すべきことを要求したが、「補償金」というようなものは支払うべき筋合いで

はないし、また、北鮮帰還に対する関係もあるので、わが方は終始これを峻拒した。

2 次いで、韓国側は、韓国へ帰還する在日朝鮮人の韓国における再定着を援助するために、日本政府が「一定の金額」を支出することを秘密文書でもよいから韓国政府に対して約束してもらいたいと提案したが、わが方はやはり北鮮帰還に対する関係から■■■不開示部分②■■■

c 不開示部分③

不開示部分③は、別添（35）（昭和34年12月28日付け「日韓問題について」と題する文書）中にあり、その一部開示部分の内容は、（別紙5）通し番号2-59の「第3 当裁判所の判断」の1（情報公開法5条3号の該当性について）(1)ア(ウ)で認定したとおりである。

d 不開示部分④及び不開示部分⑤

不開示部分④及び不開示部分⑤は、別添（36）（「補償金問題に関する日韓間話し合いの経緯」と題する文書）の第1項及び第9項以下に引き続く部分並びに別添（37）であり、別添（36）については、遅くとも昭和34年9月頃から昭和35年1月頃までの補償金問題に関する日韓双方の発言要旨が時系列順に記録されており、別添（37）については、日米間の話し合いの経緯が記録されている。

(イ) 本件各文書の一部開示文書

a 不開示部分①不開示部分②及び不開示部分③関係

(a) 通し番号2-49の文書の一部開示部分には、要旨下記のとおり記録されている（乙A42 [-181-以下]）。

記

(5) (中略) 米国側とも相談の結果、

(イ) わが方としては、藤山大臣からマッカーサー大使に対し日韓全面会談において諸懸案が最終的に解決して、正式に両国の国交が樹立された暁には、日本政府は韓国国民の福祉に寄与する目的をもって一定金額を支出するために所要の国内手続をとる所存である趣旨の口頭陳述を行い、

(ロ) 一方、米国側としては、わが方が右対韓援助を行う時までの時間的ギャップをカバーするために、北朝鮮からの避難民に対する同様、日本から帰還する朝鮮人の再定着を助けるため米国的一般的対韓援助計画の一部として適当な金額を、例えば住宅建設のため支出するということにするほかはないとの結論に達した。なお、本件援助は建前として直接には韓国帰還に関連せしめないが、実際問題としてその金額は帰還者の数を考慮して決めることとし、わが方援助の大体の目途としては一家族（大体5人）当たり1500ドル、したがって、もし3000家族（1万5000人）が帰れば合計約500万ドルという見当であった。

12月8日、藤山大臣は同日の閣議後、総理、蔵相及び官房長官に対し上記の趣旨を説明してその原則的了解を求め、他方マッカーサー大使は、これを柳大使に伝達した。

(6) ここにおいて12月9日から11日までの間、日米間において、また外務、大蔵両省間において、上記口頭陳述案について検討を続けたが、「日本側から補償の金額を言及する表現の仕方」には大蔵省が強く反対し、他方「米側だけが金額を指示する表現の仕方」には米側が同意せず交渉は難航した。

その後、紆余曲折あり、米国側とも更に協議を重ねた結果、12月28日下記のごとき最終案を得、12月29日、藤山大臣は